

ISO/IEC事務処理要領の改訂の概要

(国内審議団体等の手続き編
13.1版から14.1版への主な変更点)

令和6年7月11日

作成課	国際標準課
性質/作成日付	機密性 1、令和6年7月11日
保存期間	1 年
備考	未定稿

1. ISO/IEC事務処理要領とは？

ISO及びIECの国際標準化活動を円滑に実施するため、**JISC事務局における国際標準化業務の標準的な事務処理方法及びそれらの国際規格案等審議引受け国内組織との関係について取りまとめたものである。**

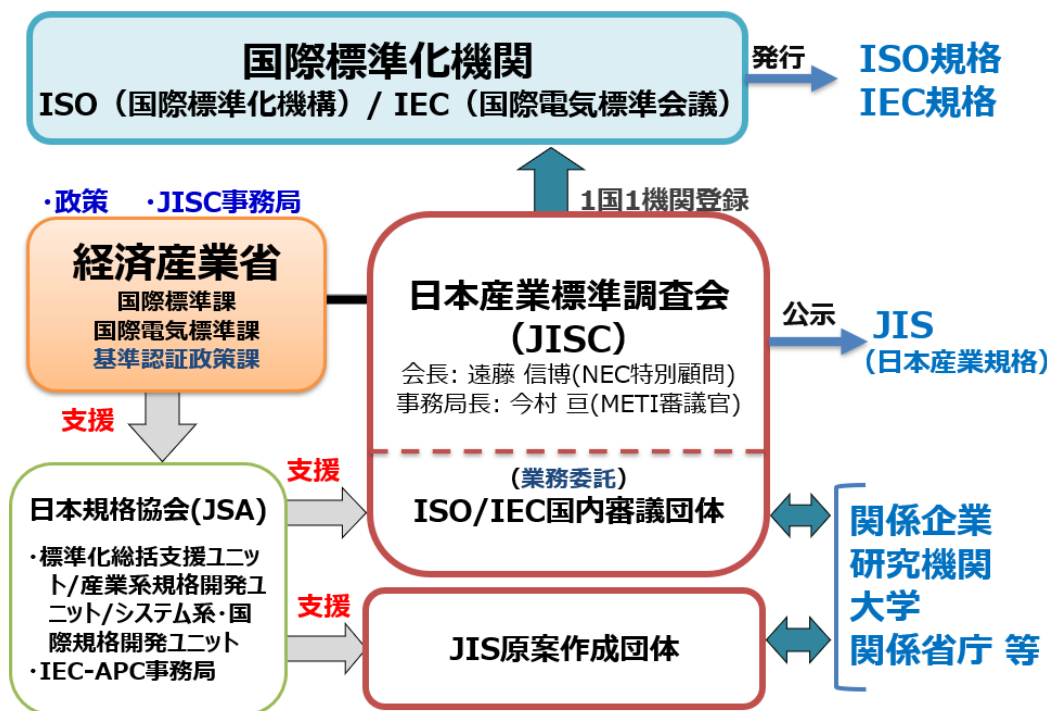
JISC HPからダウンロード可能：

[日本産業標準調査会：国際標準化\(ISO/IEC\)-ISO参考資料](#)

【日本の位置づけ】

- 日本産業標準調査会(JISC)は、1952年（昭和27年）の閣議了解に基づいて、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）に加盟している。
- JISC事務局は、経済産業省（基準認証政策課、国際標準課、国際電気標準課）が務める。
- ISO/IEC国内審議団体は、JISC事務局から、TC/SC等に関する事務を業務委託されている。

JISCを中心とする標準化体制



2. 構成の変更

第12版	改訂版
第1章：ISO/IEC共通分野	第1章：ISO/IEC共通分野
第2章：ISO専門分野	第2章：ISO/IEC JTC/TC/SC活動対応 （ISO/IEC 共通事項 ）
第3章：ISO/IEC JTC1専門分野	第3章：ISO/IEC 上層委員会対応（ISO/IEC 個別事項 ） 3.1 ISO上層委員会、3.2 IEC上層委員会
第4章：IEC専門分野	（削除）
附属書1：国内審議団体及び国際幹事引受け団体の選定基準	附属書1：国内審議団体選定及び取消し基準
	附属書2：幹事国業務及び国際幹事引受け団体の選定及び取消し基準
	附属書3：メンテナンス機関又は登録（レジストレーション）機関の事務局引受け団体の選定及び取消し基準
附属書2：JISCから提供するISO/IEC出版物の著作権の取扱い	附属書4：JISCから提供するISO/IEC出版物の著作権の取扱いについて
附属書3：ISO/IECとの連絡に関する施行者名の基本的考え方	（削除）
-	附属書5：IEC 著作権ポリシーについて
-	附属書6：国際標準直接提案スキーム事務処理要領
事務局様式	} 事務局様式及び共通様式を手続き毎に統合
共通様式（申請様式）	
ISO関連事務処理フローチャート	（削除）
IEC関連事務処理フローチャート	（削除）
参考1：前版からの主な改正点	参考3（事務局用のみ）
参考2：JISC事務局内起案例	（削除）
参考3：ISO投票結果の確認方法	（削除）
参考4：Project portalの確認方法	（削除）
参考5：審議文書のDL方法	（削除）

3. 選定基準の見直しと取消し基準の新設

- ISO/IECの活動に参加し、規格開発に関する業務を遂行するために必要な事務処理が行える**体制・組織**。
- 国内の**利害関係者**からの意見を日本の意見として反映できる**体制・組織**。
- Pメンバーの場合は、国内委員会を設置。なお、Oメンバーの場合は、国内委員会の設置は任意。
- 体制の変化により、国内審議団体としての業務継続が困難な場合は、**取り消しを検討**。

<記載場所> 附属書 1 (P.22)

<背景・ポイント>

- 最近の国内審議団体引受けに関する状況を反映。
- 国内審議団体引受けは業界団体ではない場合もあることから、「体制・組織」と規定。
- ISO/IECの活動に参加して規格開発を行うために必要な事務処理ができることを要件。
- 利害関係者に、政府（他省庁、政策原課を想定）を記載。
- **JISC事務局が、業務委託（＝必要な事務処を実施すること）の継続が困難と判断する場合は、国内審議団体引受けを取り消しを検討するため基準を策定。**
- 選定基準・取消し基準について、想定される事例を備考に記載。

<備考>

- 取消しは、国際幹事、登録機関、メンテナンス機関にも適用（附属書 2 及び3を参照）。

4. 新たな追記事項

● 複数者による国内審議団体引受け

＜記載場所＞ 1.1関係、1.1.1(8)、1.1.2.1、1.1.2.2 (P.3～P.8)

＜背景・ポイント＞

- 複数者による引受け、業界団体ではなく個社による引受け等、最近の実態にあわせる。
- 国内審議団体が、国内活動だけでなく、ISO/IECの活動に参加して規格開発を行うことや、そのために必要な事務処理を行うことを要件とする。

＜備考＞

- 「辞退（一部の者の辞退、全者の辞退）」及び「取消し」の手続きも記載。
- 「附属書 1 国内審議団体引受け及び取消し基準」も参照。

参加地位	必要な提出書類
P メンバー	● 国内委員会運営規約（様式 1 参考 01） ● 委員会構成名簿 ● 審議体制図（様式 1 参考 02） ● 組織の寄附行為又は定款 ● 著作権に係る取扱い同意書（様式 1-4） ● IEC の場合：IEC における著作権の取扱い同意書（様式 1-5） 複数者で引受けする場合：業務分担表（様式 1 参考 03）
O メンバー (国内委員会あり)	● 国内委員会運営規約（様式 1 参考 01） ● 委員会構成名簿 ● 審議体制図（様式 1 参考 02） ● 組織の寄附行為又は定款 ● 著作権に係る取扱い同意書（様式 1-4） ● IEC の場合：IEC における著作権の取扱い同意書（様式 1-5） 複数者で引受けする場合：業務分担表（様式 1 参考 03）
O メンバー (国内委員会なし)	● 組織の寄附行為又は定款 ● 引受け団体（組織）における事務局機能の位置づけが分かるもの ● 著作権に係る取扱い同意書（様式 1-4） ● IEC の場合：IEC における著作権の取扱い同意書（様式 1-5） 複数者で引受けする場合：複数引受け理由書

表 1

4. 新たな追記事項

重要

● 国内審議団体からの体制図等の提出

＜記載場所＞ 1.1 (P.3表1)、1.6 (P.13)

＜背景・ポイント＞

- JISC事務局として、TC/SC等に参加する委員・エキスパートを把握し、必要に応じて、JISC総会・基本政策部会・標準第一部会・第二部会等で報告する。

- 様式1-2の添付資料として提出する。
- Oメンバーで国内委員会を設置する場合、運営規約、審議体制図等を提出する。
- 国内審議団体引受け後も、定期的に（年1回）提出する。
- 国内審議団体業務の他団体への移管等により、国内審議団体が不在となる場合は、JISC事務局による暫定引受けを規定。

＜備考＞

- 上記の場合のほか、体制変更がある場合も提出する。

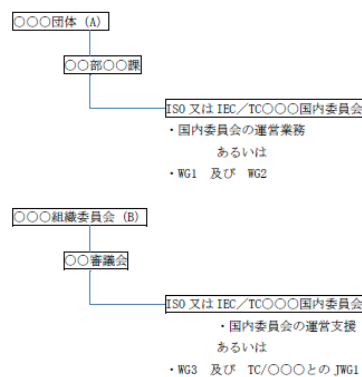
様式1 参考02 (審議体制図の例)

ISO/IEC /TC○○○に関する国内審議団体業務の体制

● 単独で引受けの場合 (例)



● 複数で引受けの場合は、審議体制図に分担表を含めてもよい。(WG毎に分担する場合は、体制図にもその旨を記載する。)



様式1 参考03 (業務分担表の例)

ISO/IEC /TC○○○に関する国内審議団体業務の分担について

1. 業務分担について

A者とB者は、ISO/IEC /TC○○○の国内委員会の運営に関する業務を次表のとおり分担し、国内審議団体としての適切な運営に努める。

2. 具体的な業務分担

(例1)

A者とB者は以下の役割分担に基づいて業務を行う。

A者	B者
● 国内審議団体の実務 ① 国内委員会の運営 ・委員会の設置 ・委員委嘱 ・名簿管理 ・委員会開催 ・情報発信 ・関連TCとの国内連携 ・〇〇〇 ② 国際対応 ・専門家の登録 ・文書管理 ・投票対応 ・国際会議対応 ・〇〇〇	● 業務支援 ① 下記の事項の国内審議団体運営業務全般に関わる支援業務 ・ISO/IEC 対応の国内委員会運営 ・ISO/IEC の運営ルール: ISO/IEC Directives ・国際会議対応の業務 (ISO/IEC ルール等に係る国際会議への対応方針及び発言要旨 (案) 作成等) ・関連TCとの国内連携 ・情報発信 ・〇〇〇 等

(例2)

A者とB者は以下のWGを担当する。

A者	B者
・WG1 ・WG2	・WG3 ・ISO/IEC TC○○○とのJWG1

審議体制図の例 (様式1 参考02)

4. 新たな追記事項

これまで明示的に記載されていなかった以下の手続きを記載。

- TC/SC/PC/SyCが活動休止・解散・復活（新たに設置）する場合の手続き。
- 日本からの新TC/SC設立提案、NP提案する場合の手続きを記載。今後は国際提案をする前には、JISC担当官に連絡及び様式を提出。(新規提案受付メールアドレス(bzl-jisc-np@meti.go.jp)は廃止)
- 幹事国行業務、国際幹事の引受けの辞退・取消しする場合の手続き。
- 新市場創造型標準標準化制度・国際標準直接提案スキームを整備。
- 義務投票を怠った場合は、4週間No actionでOメンバーに参加地位が降格。
- ISO/IEC電子ファイルの提供申請様式（様式15）を改正し、利用目的、国内委員会での取扱い、管理を明確にする。

<背景・ポイント>

- 実態に合わせ、JISC事務局内の手続きを円滑に進める。

<備考>

- SC設置提案の場合は、ISO/IEC専門業務用指針第1部(1.6)を実施し、JISC事務局（METI担当官）に報告する。

5. 削除・統合した事項

資料の記載事項が古いため、参考から削除。

- ISO関連事務処理フローチャート、IEC関連事務処理フローチャート
- ISO投票結果の確認方法
- Project portalの確認方法
- 審議文書のDL方法

様式を統合。

- 事務局様式及び共通様式を手続き毎に統合し、番号を変更。

<備考>

ISO/IEC事務処理要領の様式が変更になっているため、提出をする際は、改訂後の様式を使用するように確認する。

6. 活動報告の提出

TC/SCの国内審議団体の活動の状況を把握し、対外的な説明や今後の活動方針に反映するため、国内審議団体・幹事国業務及び国際幹事引受け団体は、毎年、以下の資料を提出する。

- 国内委員会運営規約（様式1 参考01）
- 委員会構成名簿
- 審議体制図（様式1 参考02） ※新たな必須書類
- 業務分担表（様式1 参考03） ※複数者で引受けている場合

<提出方法>

- 今後、上記資料の提出を国内審議団体の皆様に依頼予定。
- 提出方法は別途ご案内。

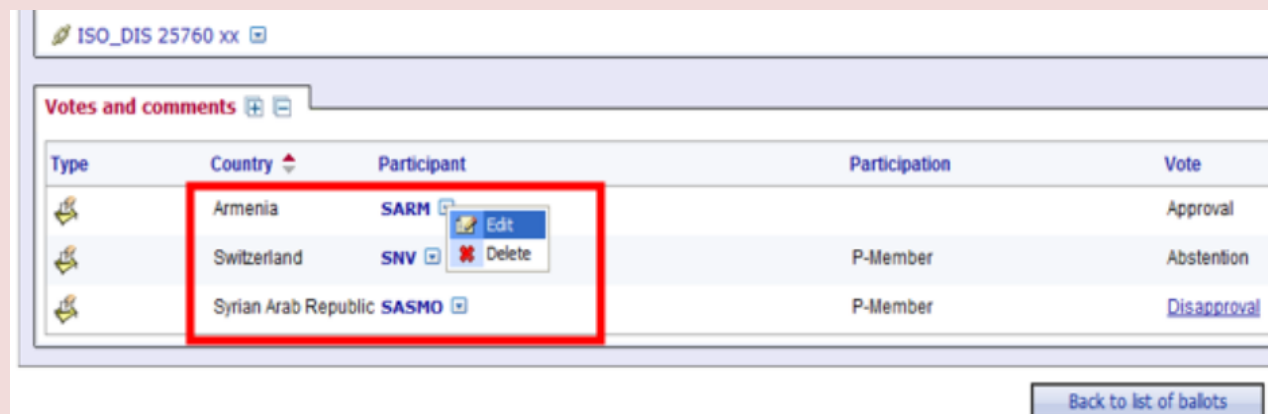
7. 投票漏れ防止のための代理投票（ISOのみ）

2023年のISO/IEC Directives, Part 1の改訂により、箇条1.7.4: Pメンバーの参加基準に関する本文の明確化がされた。それにより1回でも投票漏れとなった場合、PメンバーからOメンバーに降格することになった。Oメンバーとなった場合は、エキスパートが派遣できないなどの制約が発生するため、JISCとしては投票漏れを避けるために以下の通り対応をする。

- 投票期限前の最終営業日の15時時点で、すべての未投票の案件は、担当官にて代理で投票（棄権）をする。
- 代理投票する際は、担当官から国内審議団体に代理投票実施の連絡をする。
- 国内審議団体においては、投票期限までに代理投票の内容を、投票の修正をする。（**投票の修正は投票期限内なら可能**）

<投票の修正方法>

- 通常の投票画面のEditから修正が可能。
ISOのHPにも案内あり



<https://helpdesk-docs.iso.org/article/242-modify-or-delete-votes-or-comments>

8. (参考) 用語の変更等

- 利害関係者に政府（他省庁、政策原課を想定）を明記。
- JSA、日本規格協会の混在 → JSA
- 財団法人、（一財）、一般財団法人 → 一般財団法人
- ISO,IEC事務局 → ISO中央事務局/IEC事務局
- JISCライブラリサーバー → JISCライサバ
- 国内審議委員会 → 国内委員会
- 担当課の担当者 → 担当官
- 電子システム → ITシステム
- 編・版の混在→ 編に統一、カタカナの日本語化、附属書名称の統一 等

<背景・ポイント>

- これまでの改訂で反映できていなかった語句・名称等を統一し、修正。
- 長い名称等は、短縮して記載。

【その他】IS等に関する著作権の注意喚起

- ISO・IECが発行した国際規格及び出版物にはすべて著作権が存在するため、国内審議団体もしくはJIS原案作成団体等が、IS等の規格を翻訳したり、国家規格採用しても、当該規格の原著作権はISO/IECにある。
- したがって、複製、翻訳、転載・引用等は禁止されており、必ずISO・IEC事務局長の書面による事前許可が必要となる。また、特に“営利を目的とした商業活動・出版事業等”である場合には所定の著作権使用料等の支払契約締結が必要となる。
- 著作権の問い合わせについては、以下のとおり。
一般財団法人日本規格協会
出版情報事業本部 カスタマーサービス部 販売サービスチーム
E-mail:copyright@jsa.or.jp
- ISOの名称（略称）及びロゴの使用制限について
国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略称である“ISO”を、無断で組織等の名称、略称又は商標（又はその一部）若しくは当該組織等のインターネットのドメインネーム（又はその一部）として使用することは禁止。ISOのロゴも同様。

https://www.jisc.go.jp/international/international_standardization.html

ご清聴ありがとうございました

経済産業省イノベーション・環境局

国際標準課 森田 陽彦

経済産業省～「標準化・認証」の紹介ページ

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/index.html>

日本産業標準調査会ホームページ

<https://www.jisc.go.jp/>